

令和7年度山形県被災者光熱費等支援事業費給付金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、令和6年7月25日からの大雨による住家の浸水により自宅以外の応急仮設住宅、市町村営又は県営の公営住宅、県職員公舎、親戚宅等（以下「応急仮設住宅等」という。）に居住する住民にとって自宅の維持管理、修繕等のための移動に係るガソリン代等の経費の負担が大きいこと、及び当該大雨による床上浸水以上の被害を受けた世帯の住民であって引き続きその自宅に居住する者にとってその自宅の修繕等の出費を要するために生じるエアコンの電気代等の光熱費の負担が大きいことに鑑み、被災者の経済的負担の軽減を図り、もって当該住民の生活再建を支援することを目的として、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、被災者光熱費等支援事業費給付金（以下「給付金」という。）を交付する。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に掲げる住家をいう。
- (2) 全壊 認定基準に掲げる住家全壊をいう。
- (3) 大規模半壊 認定基準に掲げる大規模半壊をいう。
- (4) 中規模半壊 認定基準に掲げる中規模半壊をいう。
- (5) 半壊 認定基準に掲げる半壊をいう。
- (6) 一部破損 「災害報告取扱要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知。以下「報告要領」という。）に掲げる一部破損をいう。
- (7) 床上浸水 報告要領に掲げる床上浸水をいう。

（交付対象者）

第3条 給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和6年7月25日からの大雨により被災し、住家の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部破損（水害による土砂災害により被害が生じた場合に限る。）又は床上浸水（以下「床上浸水以上」という。）の被害を受けた世帯の世帯主を原則とする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、次の表の左欄に掲げる支援の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる世帯に対し、同表の右欄に掲げる額とする。

自宅への移動経費の支援	床上浸水以上の被害を受け、令和7年4月1日以降に自宅以外の応急仮設住宅等に居住実績がある世帯	1世帯当たり10,000円
床上浸水以上の自宅の居住継続に係る光熱費の支援	床上浸水以上の被害を受けた世帯	1世帯当たり5,000円

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による給付金の交付の申請は、令和7年7月1日から同年8月31日までの間に、給付金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 罹災証明書の写し
- (2) 振込先の通帳等の写し
- (3) 代理人が申請をする場合にあっては、委任状（別記様式第2号）

(交付の決定)

第6条 知事は、給付金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、当該申請に係る給付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに給付金の交付の決定を行うものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、適正な交付を行うため必要があるときは、給付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて同項の交付の決定をすることがある。
- 3 第1項の交付の決定は、給付金の額の確定を兼ねるものとする。
- 4 交付対象者に対する交付の決定の通知は、給付金の入金をもって行うものとする。

(給付金の支払)

第7条 知事は、前条の交付の決定後速やかに、交付対象者に給付金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき

(3) 給付金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(給付金の返還)

第9条 知事は、給付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第10条 交付対象者は、申請に係る証拠書類を整理し、給付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第11条 この給付金に関して知事に提出する書類は、正本1部とし、提出先は、防災くらし安心部防災危機管理課とする。

(雑則)

第12条 この要綱の運用に関し必要となる事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別記様式第 1 号

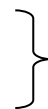
令和 年 月 日

山形県知事 殿

< 申請者 >

被災住家の住所

世 帯 主 氏 名



下記 2 のとおり

令和 7 年度山形県被災者光熱費等支援事業費給付金交付申請書

令和 7 年度山形県被災者光熱費等支援事業費給付金交付要綱に基づく給付金を下記のとおり交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第 5 条及び同交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添付して申請します。

記

- 1 申請する給付の内容（どちらも該当する方は両方にレ点を入れてください。）

☐ 自宅への移動経費の支援

☐ 床上浸水以上の自宅の居住継続に係る光熱費の支援

- 2 申請者 ※（１）、（２）、（３）のうち該当する欄にご記入ください

（１）自宅にお住まいの方

被災住家の住所	
世 帯 主 氏 名	
電 話 番 号	

（２）応急仮設住宅、公営住宅、県職員公舎（※）にお住まいの方

被災住家の住所	
世 帯 主 氏 名	
電 話 番 号	
現 在 の 居 住 地	以下に <u>レ点</u> を入れ、現在の居住地をご記入ください。 ☐ 応急仮設住宅 ☐ 公営住宅 ☐ 県職員公舎 〒 —
応 急 仮 設 住 宅 （※）に居住期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (↑ 現在もお住いの場合は未記載)

裏に続く

(3) 親戚宅等にお住まいの方

被災住家の住所	
世帯主氏名	
電話番号	
現在の居住地	〒 ー _____
居住期間	_____年 月 日 ～ _____年 月 日 (↑現在もお住いの場合は未記載)
居住証明	続柄： _____ 世帯主氏名又は建物所有者氏名（自署）： _____ 申請者である世帯主が上記期間、住んでいる（た）ことを証明します。

※「居住証明」について、親戚宅以外で民間アパート等にお住まいの方は、建物所有者から署名をいただくようお願いします。

3 振込先

金融機関名（ゆうちょ銀行以外）			
店名		店番号	
預金種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

ゆうちょ銀行	記号	1				0	※	
	番号							
フリガナ								
口座名義								

次に続く

◆振込口座を確認できる書類の写しを貼り付けてください。

金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳又はキャッシュカードの写し

注1 ゆうちょ銀行を選択された場合は、通帳の見開き又はキャッシュカードに記載された記号・番号を御記入ください。

注2 記号に6桁目がある場合は、※欄に御記入ください。

注3 次の書類を添付してください。

(1) 罹災証明書の写し

(2) 振込先の通帳等の写し

給付金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し等、振込先口座番号が確認できる書類

(3) 委任状（別記様式第2号）

交付対象者は、要綱第3条に規定しているとおりであるが、事情により振込先を床上浸水以上の被害を受けた世帯の世帯主の口座以外とする場合は委任状を提出する。

※世帯主が亡くなったことにより委任状が提出できない場合は、以下を提出する。

イ 新世帯主がわかる住民票

ロ 住民票（交付対象者の除票）又は交付対象者の死亡診断書

委任状

令和 年 月 日

山形県知事 殿

<委任者（世帯主）>

住 所

氏 名

私は、以下の者を代理人と認め、令和7年度山形県被災者光熱費等支援事業費給付金の受領の権限を委任します。

<受任者（代理人）>

住 所

氏 名

委任者との関係 ()